

令和8・9年度

西部浄水場浸水災害対策工事

特記仕様書

春日部市上下水道部工務課

目 次

第1章 総 則

第1節 一般事項

第2節 承諾図及び完成図書

第3節 材 料

第4節 試験および検査

第5節 試運転

第6節 調査事項、その他

第2章 設備工事

第1節 建築工事

第2節 電気設備工事

第3節 機械設備工事

第4節 土木工事

第1章 総則

第1節 一般事項

(1) 適用範囲

本仕様書は春日部市上下水道部（以下、発注者という）が発注する下記工事に適用する。

工事名称：西部浄水場浸水災害対策工事

工事場所：春日部市一ノ割1731番地1 西部浄水場

工 期：契約締結日から令和10年3月6日まで

(2) 関係法令等の遵守

受注者は、工事請負約款、建設業法、労働基準法、労働者災害補償保険法およびその他の関係法令、並びに関係官公署の許可条件を遵守し、工事の円滑な進捗を図らなければならない。

(3) 官公署に対する手続き

工事施工のため、必要な官公署に対する手続きは、受注者が行うものとし、これに要する費用は受注者の負担とする。

なお、受注者はその結果を監督員に報告しなければならない。

(4) 適用規格

1) 日本産業規格（JIS）

2) 国土交通省が定めた浸水対策ガイドライン等

第2節 承諾図および完成図書

(1) 承諾図

この仕様書並びに添付図書に記載する事項は、主要事項のみを示すものであるため、受注者は承諾図を提出し監督員の承諾を得てから機器製作に着手しなければならない。

なお、承諾図の提出部数は2部（返却用1部を含む）とする。

(2) 完成図書

完成図書には、承諾図に下記のことを追加し2部提出するものとする。

完成図書の製本については監督員と協議のうえ決定する。

- 1) 機器性能特性図
- 2) 試験成績書
- 3) 機器取扱説明書
- 4) その他監督員の指示するもの

第3節 材料

(1) 材料の規格

主な使用材料は日本産業規格（JIS）を適用しなければならない。

(2) 使用材料の検査及び承諾

- 1) 工事用材料は、使用前に検査を受け合格したものでなければならない。

使用材料については、使用前に承諾されたものでなければならない。

- 2) 材料検査に際して、受注者はこれに立ち会わなければならない。

立ち会わない場合は、受注者は検査に対し異議を申し立てることはできない。

- 3) 検査及び試験のため、使用に耐えられなくなったものは、所定数量に算定してはならない。

- 4) 材料検査に合格したものであっても、使用時になって損傷や変質したときは新品と取替え、再び検査を受けなければならない。

第4節 試験および検査

(1) 試験および検査

- 1) 工事完了後は監督員立会いのうえ、総合試験及び各種検査を実施する。

- 2) 機器及び付属品の試験は、工場試験と現場試験に区別して行うものとする。

工場試験は機器製作完了後、その製作工場において実施し、現場試験はすべての機器を現場に据付完了後、各種試験を行うものとする。

なお、各種試験は原則として監督員立会いのうえ実施するものとし、事前に検査日時、検査場所等の必要項目を記入し、監督員

に提出することとする。

- 3) 工場検査および試運転は甲への納入品以外のものであってはならない。
- 4) 監督員が必要と認めた場合は、公共又は権威ある試験所、その他の機関の材料試験成績書および検査合格証明書を提出するものとする。
- 5) 工場検査を省略された機器材料についても監督員の指定したものについては、試験成績書を提出するものとする。
- 6) 機器の試験および検査は原則として監督員の立会いのもとに行うが、当該機器が公認の規格による汎用品である時はその成績表を提出して承諾を受けるものとする。
- 7) 試験に要する費用はすべて受注者の負担とする。

第5節 試運転

(1) 試運転

- 1) 工事完了後、現場試験を実施する場合には受注者は責任ある専門技術者を現場に派遣し、監督員と打合せのうえ試運転の実施に当たること。
- 2) 試運転実施日および期間については、監督員の指示によるものとする。
- 3) 試運転成績書は速やかにまとめて必要部数を発注者に提出すること。
- 4) 試運転調整に要する費用はすべて受注者の負担とする。

第6節 調査事項、その他

- (1) 受注者は設計図書および数量計算書に示された数量の確認を行い、監督員の指示がある場合には出来高調書を作成し提出しなければならない。
- (2) 作業員は事前に腸内細菌検査（サルモネラ菌、赤痢菌、腸チフス、パラチフス、病原性大腸菌（O157））を実施し、検査結果を発注者へ提出すること。
- (3) 前項の検査結果において陽性の者は作業に従事してはならない。
- (4) 産業廃棄物の処理については、関係法令に基づき許可を受けた処分場にて処分を行うこととする。

- (5) 処分を証明する下記資料を監督員に提出することとする。
 - 1) 収集運搬、最終処分業の許可証の写し
 - 2) 産業廃棄物処理契約書の写し
 - 3) 産業廃棄物処理業者の許可証の写し
 - 4) 処分数量を確認できる資料（マニフェスト管理票）
- (6) 西部浄水場では、本工事とは別に「西部浄水場受変電設備更新工事」を令和10年3月15日まで施工している。施工場所や施工期間が重複するため、監督員や別工事の受注者と十分に工事工程を調整しなければならない。
- (7) 本工事の土木工事は補助金対象事業であるため、監督員と調整の上、下記の通り施工を完成すること。
 - 1) 令和8年度完成部分：土木工事（自家発電気室棟）
 - 2) 令和9年度完成部分：土木工事（管理棟）

第2章 建築工事・電気設備工事・機械設備工事・土木工事

第1節 建築工事

建築工事は別紙の設計図の通りとする。

第2節 電気設備工事

電気設備工事は別紙の設計図の通りとする。

第3節 機械設備工事

機械設備工事は別紙の設計図の通りとする。

第4節 土木工事

(1) 土木工事は別紙の設計図を参考とする。

(2) 止水性能

JIS A 4716（浸水防止用設備）によるWs-6を原則とする。

専任特例 1 号の場合の監理技術者等の配置に係る特記仕様書

(趣旨)

第 1 条 この特記仕様書は、建設業法第 26 条第 3 項第 1 号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例 1 号の場合の監理技術者等」という。）及び監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下、「連絡員」という。）の配置に係る必要な事項を定めたものである。

(技術者の配置等)

第 2 条 専任特例 1 号の場合の監理技術者等の配置を行う場合は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

(1) 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下、「連絡員」という。）を配置すること。

(2) 連絡員は、土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を 1 年以上有する者であること。

なお、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。

(3) 建設工事の工事現場間の距離が、同一の監理技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね 2 時間以内であること。

なお、移動時間は片道に要する時間であり、その判断は当該工事に関し通常の移動手段の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。

(4) 監理技術者等が兼務できる工事は、埼玉県内で施工される工事であること。

(5) 下請次数が 3 を超えていないこと。

なお、工事途中において下請次数が 3 を超えた場合には、それ以降専任特例は活用できず、監理技術者等を専任で配置しなければならない。

(6) 当該工事現場の施工体制を、監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

(7) 人員の配置を示す計画書を作成し、落札候補者となった時点で発注者に提出すること。また、現場着手後は工事現場に備えおくこと。

(同一の特例監理技術者が兼務できる工事)

第 3 条 同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。

(提出書類)

第 4 条 受注者は、専任特例 1 号の場合の監理技術者及び連絡員の配置を行う場合は、現場代理人等通知書及び経歴書を監督員にその都度提出するものとする。

2 受注者は、専任特例 1 号の場合の監理技術者及び連絡員の配置を行う場合は、施

工計画書に各々が担う業務について記載し、監督員にその都度提出するものとする。

(適用除外)

第5条 次に掲げるいずれかの要件に該当する場合は、専任特例1号の場合の監理技術者の配置を認めないものとする。

- 一 埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領で定める低入札価格調査を経て契約を締結する工事であるとき。
- 二 埼玉県建設工事技術者複数配置試行要領による工事であるとき。

(CORINSへの登録)

第6条 本工事において、専任特例1号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にCORINSへの登録を行うこと。

(その他)

第7条 既に監理技術者として配置されている工事について、監理技術者が専任から兼務に変わり、連絡員を新たに設置するなど、施工体制が変更になる場合は、事前に発注者と協議し、必要な手続きを行うものとする。

専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置に係る特記仕様書

(趣旨)

第 1 条 この特記仕様書は、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の配置に係る必要な事項を定めたものである。

(技術者の配置等)

第 2 条 専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置を行う場合は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、若しくは、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。
なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限る。
- (3) 監理技術者補佐は入札参加者又は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 監理技術者が兼務できる工事は、埼玉県内で施工される工事であること。
- (5) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
- (6) 監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制であること。
- (7) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

(同一の特例監理技術者が兼務できる工事)

第 3 条 同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。

(提出書類)

第 4 条 受注者は、専任特例 2 号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合は、現場代理人等通知書及び経歴書を監督員にその都度提出するものとする。

- 2 受注者は、専任特例 2 号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合は、施工計画書に各々が担う業務について記載し、監督員にその都度提出するものとする。

（適用除外）

第5条 春日部市建設工事低入札価格取扱要綱で定める低入札価格調査を経て契約を締結する工事である場合は、専任特例2号の場合の監理技術者の配置を認めないものとする。

（CORINSへの登録）

第6条 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にCORINSへの登録を行うこと。

（その他）

第7条 既に監理技術者として配置されている工事について、監理技術者が専任から兼務に変わり、監理技術者補佐を新たに設置するなど、施工体制が変更になる場合は、事前に発注者と協議し、必要な手続きを行うものとする。